

指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

年 月 日

指 定 番 号

フリガナ

氏 名 又 は 名 称

住 所

フリガナ

代 表 者 氏 名

日 中 繋 がる 電 話 番 号

1. 提出先の水道事業者(水道事業者等の連携による広域開催も含む)が実施している
指定給水装置工事事業者講習会の受講実績
(過去5年以内)

受 講 年 月 日		(公表: 可・不可)
<input type="checkbox"/> 受 講	(年 月 受講)	・ (年 月 受講)
<input type="checkbox"/> 不 受 講	(理由:)	

- ・過去5年以内で受講実績のある方は、受講年月を記入のうえ、受講欄にチェックをしてください。
- ・不受講の場合は理由を記入して下さい。

2. 指定給水装置工事事業者の業務内容

				(公表: 可・不可)
電 話 番 号		指 定 番 号		
営 業 日		営 業 時 間		
業務内容(該当するものに○を記入してください。)				(公表: 可・不可)
新 築 ・ 改 造	修 繕			
給 水 装 置 工 事	水漏れや故障の修繕・取替(屋内)		屋内給水管の修繕 (掘削等を伴うもの)	給 水 設 備 (受水槽・ポンプ・及び その他の付属設備)の 修繕
	トイレ (ホールタップ等)	蛇口 (混合水栓等)		

- ・各種様式のダウンロードについては泉佐野市上下水道局ホームページをご参照ください

<https://www.water.izumisano.osaka.jp>

○当様式の1~4で確認させていただいた情報については、お客様(住民)への情報提供の充実を図るため
今後、当水道局のホームページにて公表していく予定ですが、**当分は、名称(商号・屋号)、
事務所の所在地、電話番号のみ**を公表します。

3. 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績(過去5年以内で直近のもの)

(公表: 可 ・ 不可)

受講者名	研修会名・実施団体	受講年月日
	<input type="checkbox"/> e-ラーニング研修	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社研修(内容:)	
	<input type="checkbox"/> その他()	
	<input type="checkbox"/> e-ラーニング研修	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社研修(内容:)	
	<input type="checkbox"/> その他()	
	<input type="checkbox"/> e-ラーニング研修	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社研修(内容:)	
	<input type="checkbox"/> その他()	
	<input type="checkbox"/> e-ラーニング研修	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社研修(内容:)	
	<input type="checkbox"/> その他()	
	<input type="checkbox"/> e-ラーニング研修	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社研修(内容:)	
	<input type="checkbox"/> その他()	
	<input type="checkbox"/> e-ラーニング研修	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社研修(内容:)	
	<input type="checkbox"/> その他()	
	<input type="checkbox"/> e-ラーニング研修	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社研修(内容:)	
	<input type="checkbox"/> その他()	

- ・外部研修については、受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。
- ・自社内研修については、研修内容を記載してください。

※水道法施行規則

第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

(4) 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

4. 過去1年以内の給水装置工事に主に従事し、適切に作業を行うことができる技能を

有する者の状況

(公表: 可 ・ 不可)

技能(経験)を有する者の氏名	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接続、いずれの経験も有しているか(○・×を記入)	資格等を有しているか(○・×を記入)		工事年度
		保有している資格等		
			<input type="checkbox"/> 配管工 <input type="checkbox"/> 配管技能士 <input type="checkbox"/> 配管科の過程終了者 <input type="checkbox"/> 配管技能者講習会終了者 <input type="checkbox"/> 配管技能検定会合格者 <input type="checkbox"/> 配管技能者認定	
			<input type="checkbox"/> 配管工 <input type="checkbox"/> 配管技能士 <input type="checkbox"/> 配管科の過程終了者 <input type="checkbox"/> 配管技能者講習会終了者 <input type="checkbox"/> 配管技能検定会合格者 <input type="checkbox"/> 配管技能者認定	
			<input type="checkbox"/> 配管工 <input type="checkbox"/> 配管技能士 <input type="checkbox"/> 配管科の過程終了者 <input type="checkbox"/> 配管技能者講習会終了者 <input type="checkbox"/> 配管技能検定会合格者 <input type="checkbox"/> 配管技能者認定	
			<input type="checkbox"/> 配管工 <input type="checkbox"/> 配管技能士 <input type="checkbox"/> 配管科の過程終了者 <input type="checkbox"/> 配管技能者講習会終了者 <input type="checkbox"/> 配管技能検定会合格者 <input type="checkbox"/> 配管技能者認定	
			<input type="checkbox"/> 配管工 <input type="checkbox"/> 配管技能士 <input type="checkbox"/> 配管科の過程終了者 <input type="checkbox"/> 配管技能者講習会終了者 <input type="checkbox"/> 配管技能検定会合格者 <input type="checkbox"/> 配管技能者認定	
			<input type="checkbox"/> 配管工 <input type="checkbox"/> 配管技能士 <input type="checkbox"/> 配管科の過程終了者 <input type="checkbox"/> 配管技能者講習会終了者 <input type="checkbox"/> 配管技能検定会合格者 <input type="checkbox"/> 配管技能者認定	
			<input type="checkbox"/> 配管工 <input type="checkbox"/> 配管技能士 <input type="checkbox"/> 配管科の過程終了者 <input type="checkbox"/> 配管技能者講習会終了者 <input type="checkbox"/> 配管技能検定会合格者 <input type="checkbox"/> 配管技能者認定	
			<input type="checkbox"/> 配管工 <input type="checkbox"/> 配管技能士 <input type="checkbox"/> 配管科の過程終了者 <input type="checkbox"/> 配管技能者講習会終了者 <input type="checkbox"/> 配管技能検定会合格者 <input type="checkbox"/> 配管技能者認定	

・以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

①水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)

②職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士

③職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者

④公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

・過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

・配水管からの工事を施工しない場合は、下記チェック欄にチェックをしてください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要

※水道法施行規則

第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

(2)配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。